

Hokuyo Investigation Report

ほくよう 調査レポート

No.331

- 道内経済の動き
- 道内企業の経営動向調査
(2024年1～3月期実績、2024年4～6月期見通し)
- 経営のアドバイス
時間外労働の上限規制 (2024. 4)

2024

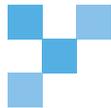
5



北洋銀行

www.hokuyobank.co.jp

● 目	次 ●	道内経済の動き……………	1
		定例調査：第92回 道内企業の経営動向調査……………	6
		経営のポイント：物価高のなか利益確保を模索……………	15
		経営のアドバイス：時間外労働の上限規制（2024.4） ……	19
		主要経済指標……………	26



道内経済の動き

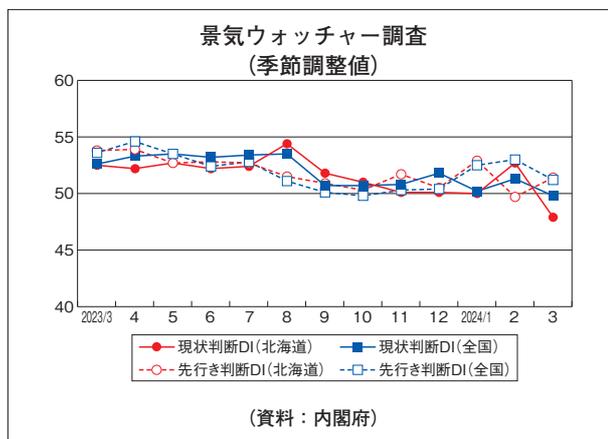
道内景気は、緩やかに回復している。生産活動は、弱いながら持ち直しの動きがみられる。需要面では、住宅投資は、下げ止まりつつある。輸出は、持ち直しの動きがみられる。設備投資は、持ち直しの動きがみられる。観光は、持ち直しが続いている。個人消費は、緩やかに増加している。公共投資は、増加している。

雇用情勢は、有効求人倍率・新規求人数ともに前年を下回り、弱含んでいる。企業倒産は、件数、負債総額とも前年を下回った。消費者物価は、32か月連続で前年を上回った。

1. 景気の現状判断DI～2か月ぶりに低下

景気ウォッチャー調査による3月の景気の現状判断DI（北海道）は、前月を4.8ポイント下回る47.9と2か月ぶりに低下し、好不況の分かれ目となる50を下回った。

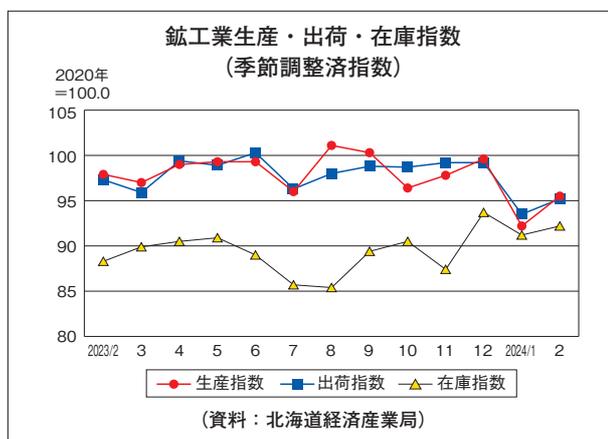
景気の先行き判断DI（北海道）は、前月を1.7ポイント上回る51.4となった。



2. 鉱工業生産～前年比は2か月連続で低下

2月の鉱工業生産指数は95.5（季節調整済指数、前月比+3.6%）と2か月ぶりに上昇した。前年比（原指数）では▲1.4%と2か月連続で低下した。

業種別では、輸送機械工業、窯業・土石製品工業、化学・石油石炭製品工業など9業種が前月比上昇となった。パルプ・紙・紙加工品工業など4業種が前月比低下となった。

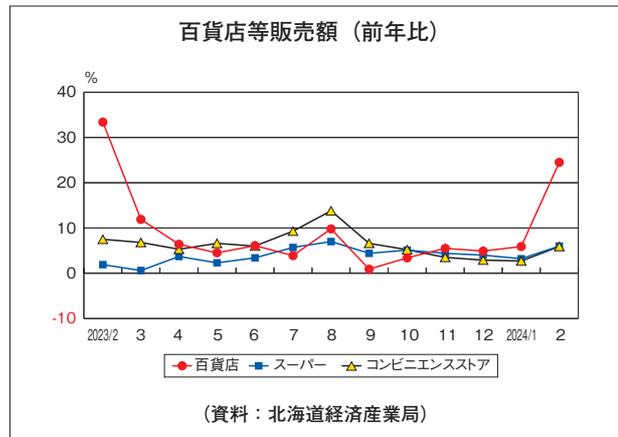


3. 百貨店等販売額～24か月連続で増加

2月の百貨店・スーパー販売額（全店ベース、前年比+9.0%）は、24か月連続で前年を上回った。

百貨店（前年比+24.5%）は、全ての品目が前年を上回った。スーパー（同+6.0%）は、飲食物品、身の回り品、その他が前年を上回った。

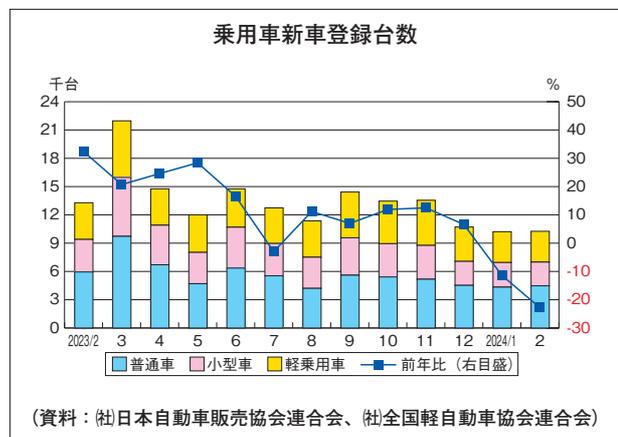
コンビニエンスストア（前年比+5.9%）は、28か月連続で前年を上回った。



4. 乗用車新車登録台数～2か月連続で減少

2月の乗用車新車登録台数は、10,439台（前年比▲21.4%）と2か月連続で前年を下回った。車種別では、普通車（同▲24.7%）、小型車（同▲27.2%）、軽乗用車（同▲11.4%）となった。

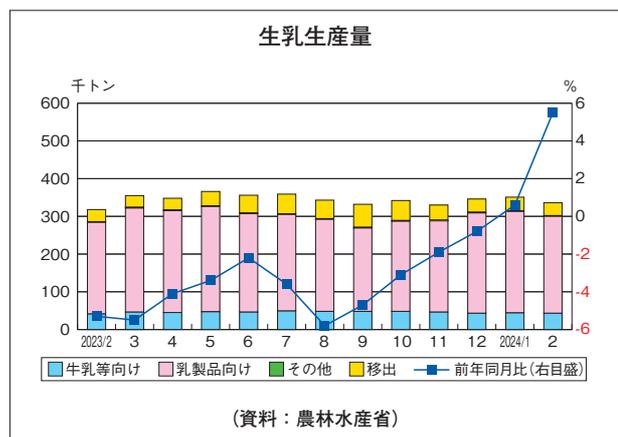
4～2月累計では、138,428台（前年比+6.8%）と前年を上回っている。内訳は普通車（同+13.2%）、小型車（同▲0.1%）、軽乗用車（同+5.2%）となった。



5. 生乳生産量～2か月連続で増加

2月の生乳生産量は、335,472トン（前年比+5.5%）と2か月連続で前年を上回った。内訳は、牛乳等向け（同+3.9%）、乳製品向け（同+5.8%）、その他（同+0.9%）、道外への移出（同+5.9%）となった。

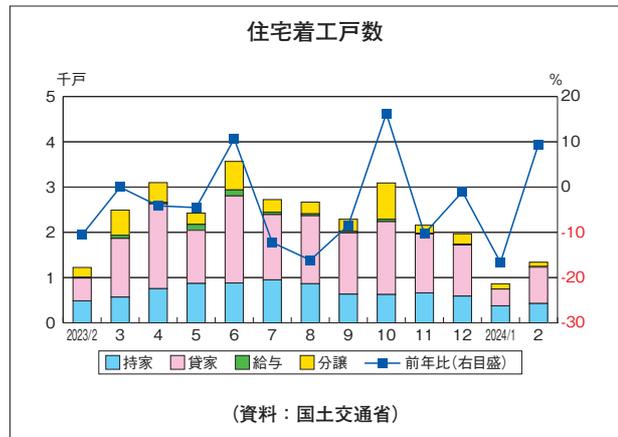
4～2月累計では、3,811,469トン（前年比▲2.2%）と前年を下回った。



6. 住宅投資～4か月ぶりに増加

2月の住宅着工戸数は1,340戸（前年比+9.5%）と4か月ぶりに前年を上回った。利用関係別では、持家（同▲12.1%）、貸家（同+59.8%）、給与（同▲34.8%）、分譲（同▲54.9%）となった。

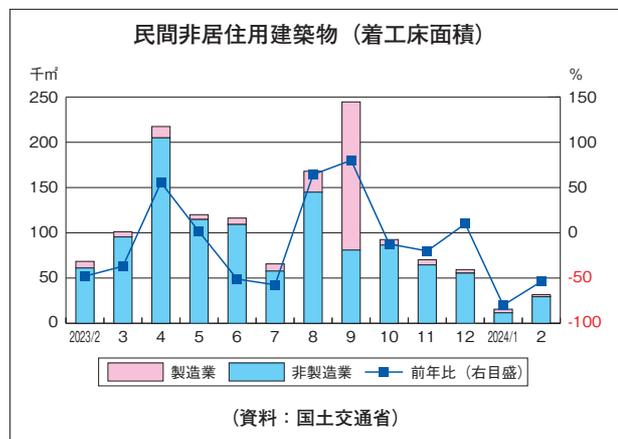
4～2月累計では、26,190戸（前年比▲3.3%）と前年を下回った。利用関係別では、持家（同▲14.5%）、貸家（同+11.8%）、給与（同+21.2%）、分譲（同▲25.6%）となった。



7. 建築物着工床面積～2か月連続で減少

2月の民間非居住用建築物着工床面積は、31,587㎡（前年比▲53.8%）と2か月連続で前年を下回った。業種別では、製造業（同▲70.0%）、非製造業（同▲51.9%）であった。

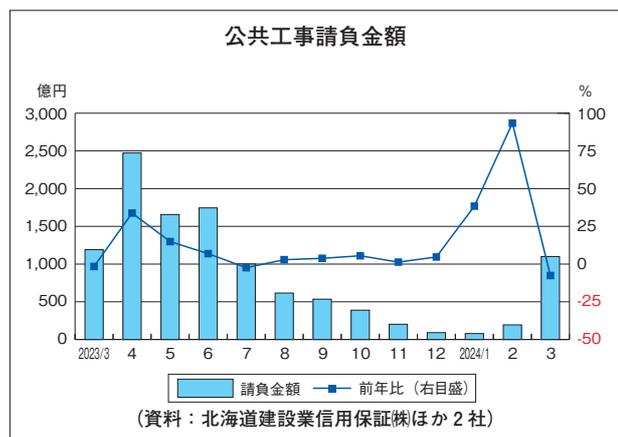
4～2月累計では、1,201,271㎡（前年比▲6.3%）と前年を下回った。業種別では、製造業（同+139.7%）、非製造業（同▲18.8%）となった。



8. 公共投資～2023年度は3年ぶりに増加

3月の公共工事請負金額は1,100億円（前年比▲7.6%）と8か月ぶりに前年を下回った。発注者別では、市町村（同+35.5%）は前年を上回ったが、国（同▲18.1%）、独立行政法人（同▲59.1%）、道（前年比▲0.8%）、その他（同▲37.5%）は前年を下回った。

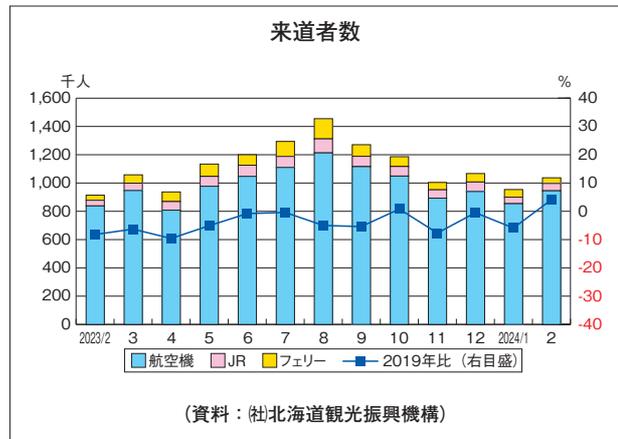
2023年度では、10,081億円（前年度比+11.2%）と前年度を上回った。



9. 来道者数～28か月連続で増加

2月の国内輸送機関利用による来道者数は、1,037千人（前年比+13.4%）と28か月連続で前年を上回った。コロナ禍前の2019年同月比では+4.1%となった。輸送機関別では、航空機（前年比+12.8%）、JR（同+28.8%）、フェリー（同+11.8%）となった。

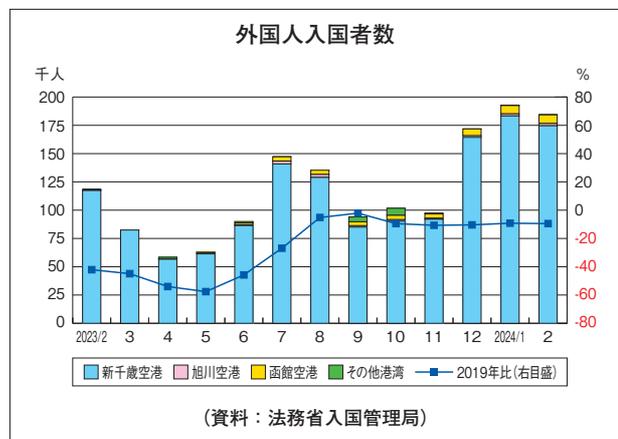
4～2月累計は、12,531千人（同+21.6%）と前年を上回っているが、2019年度同期比では▲2.7%と下回っている。



10. 外国人入国者数～20か月連続で増加

2月の道内空港・港湾への外国人入国者数は、184,486人（前年比+56.1%）と20か月連続で前年を上回った。コロナ禍前の2019年同月比では▲9.5%となった。

4～2月累計は、1,336,390人（前年比+255.5%）と前年を上回っているが、2019年度同期比では▲15.4%と下回っている。



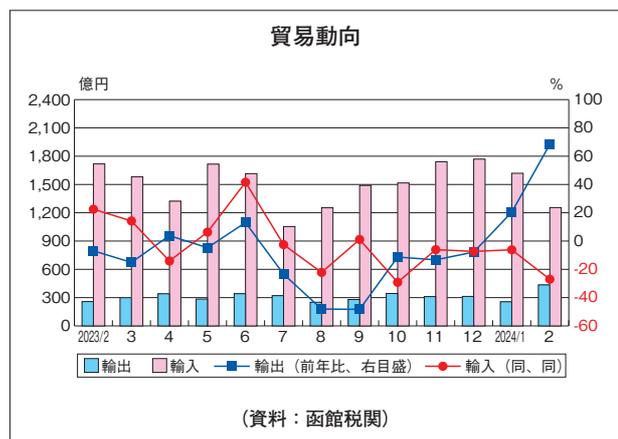
11. 貿易動向～輸出が2か月連続で増加

2月の貿易額は、輸出が435億円（前年比+68.3%）、輸入が1,255億円（同▲27.0%）となった。

輸出は、一般機械、自動車などが減少したものの、石油製品、船舶、鉱物性タール・粗製薬品などが増加した。

輸入は、原油・粗油、ウッドチップなどが増加したものの、石炭、再輸入品、天然ガス・製造ガスなどが減少した。

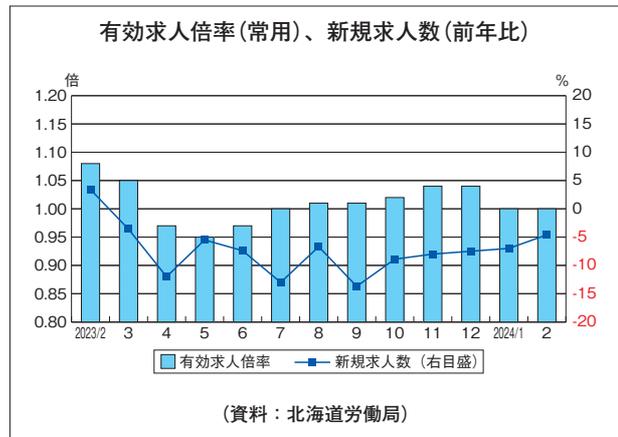
4～2月累計の輸出は、3,477億円（前年比▲11.5%）と前年を下回った。



12. 雇用情勢～有効求人倍率が11か月連続で前年を下回る

2月の有効求人倍率（パートを含む常用）は、1.00倍（前年比▲0.08ポイント）と11か月連続で前年を下回った。

新規求人数は、前年比▲4.6%と12か月連続で前年を下回った。業種別では、医療・福祉（同+5.7%）が前年を上回ったものの、宿泊業・飲食サービス業（同▲17.6%）、卸売業・小売業（同▲4.4%）、運輸業・郵便業（同▲9.7%）などが前年を下回った。



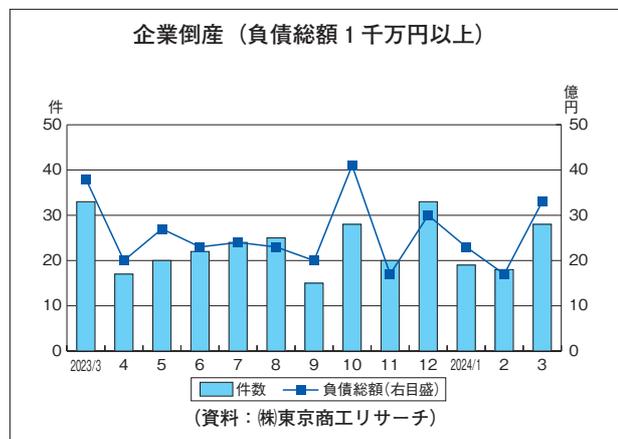
13. 倒産動向～2023年度の倒産件数が2年連続で増加

3月の企業倒産件数は、28件（前年比▲15.2%）であった。業種別では建設業、小売業、サービス・他が各6件などとなった。

販売不振を原因とした倒産が19件（67.9%）を占めた。新型コロナウイルス関連の倒産件数は13件であった。

倒産企業の負債総額は、33億円（同▲12.0%）と2か月連続で前年を下回った。

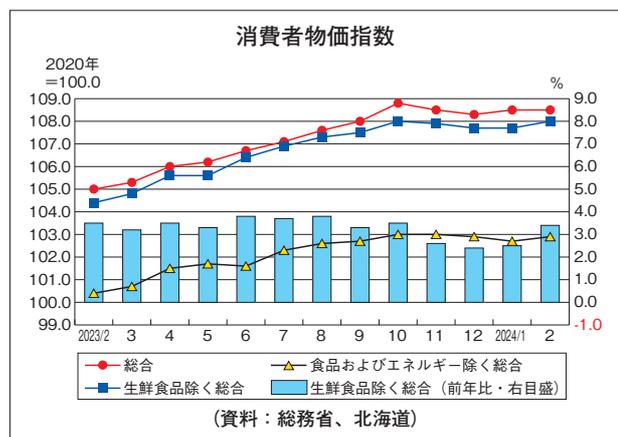
2023年度の倒産件数は269件（前年度比+25.7%）と2年連続で増加した。



14. 消費者物価指数～32か月連続で前年を上回る

2月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、108.0（前月比+0.2%）となった。前年比は+3.4%と32か月連続で前年を上回った。

石油製品の価格は調査基準日（2月10日）時点で、灯油価格が119.0円/ℓ（前月比+1.3%、前年同月比+3.9%）、ガソリン価格が171.0円/ℓ（前月比▲1.2%、前年同月比+4.9%）であった。





売上DI、利益DIとも2期連続マイナスと停滞感強まる

第92回 道内企業の経営動向調査

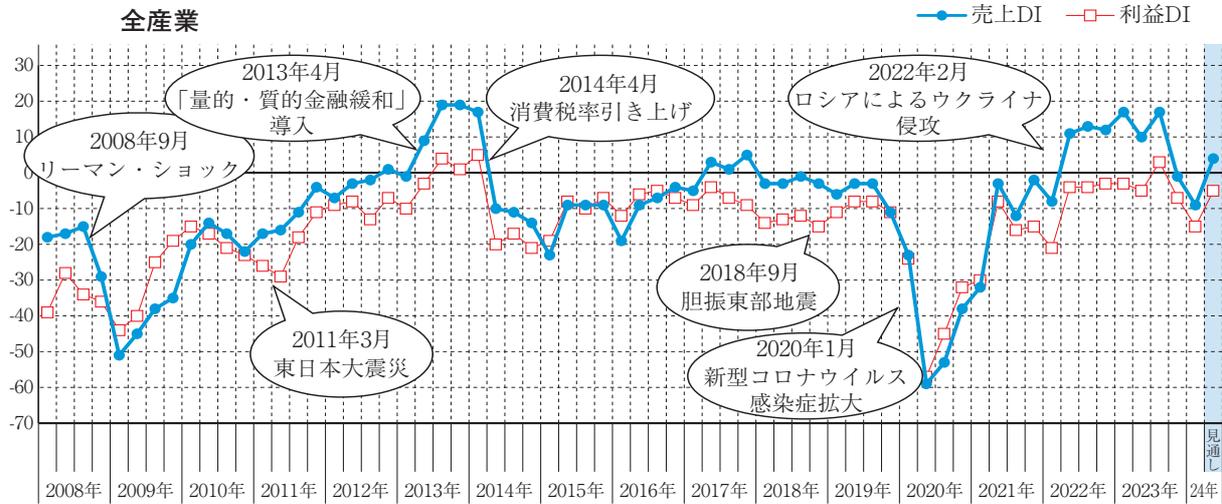
1. 2024年1～3月期 実績

全産業の売上DI (△9)、利益DI (△15) はともに2期連続でのマイナスかつマイナス幅拡大となった。業種別にみると、ホテル・旅館業、運輸業は売上DI・利益DIともにプラス、鉄鋼・金属製品・機械製造業、食料品製造業は売上DIプラス、木材・木製品製造業、小売業など4業種は売上DI・利益DIともにマイナスとなった。

2. 2024年4～6月期 見通し

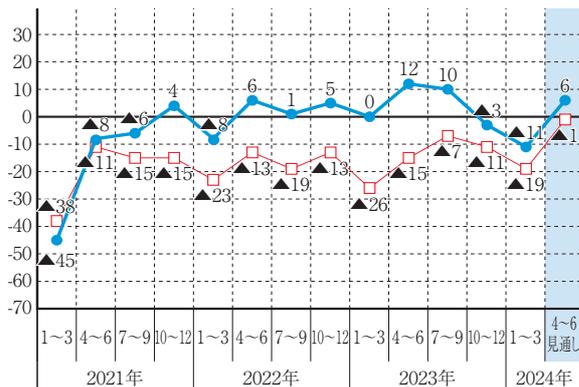
前期に比べ、全産業の売上DI (+4) は13ポイント改善し3期ぶりにプラス転換の見通し。利益DI (△5) は10ポイントの改善ながら3期連続マイナス圏が続く見通し。利益DIは、ホテル・旅館業、運輸業、鉄鋼・金属製品・機械製造業がプラス圏を維持、卸売業がマイナス圏を脱出する見通し。地域別では、札幌市だけが3期ぶりに売上DI、利益DIともにプラス圏に転換する見通し。

＜図表1＞業況の推移
全産業

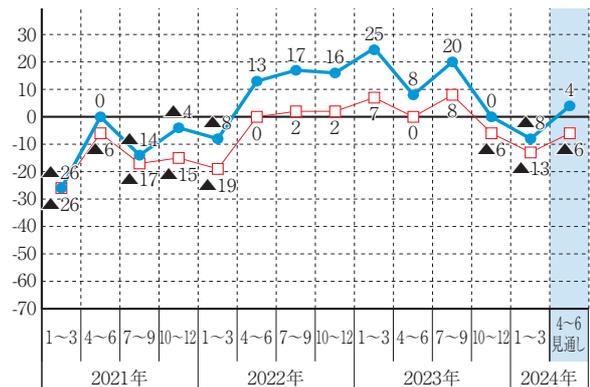


項目	2021年				2022年				2023年				2024年	
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6 見通し
売上DI	△32	△3	△12	△2	△8	11	13	12	17	10	17	△1	△9	4
利益DI	△30	△8	△16	△15	△21	△4	△4	△3	△3	△5	3	△7	△15	△5

製造業



非製造業



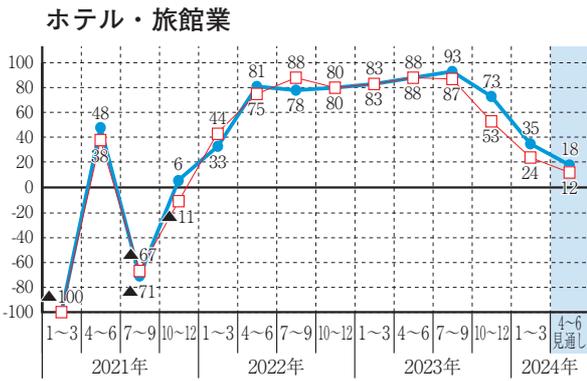
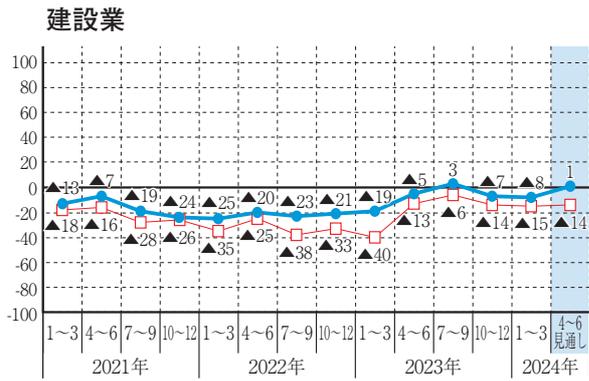
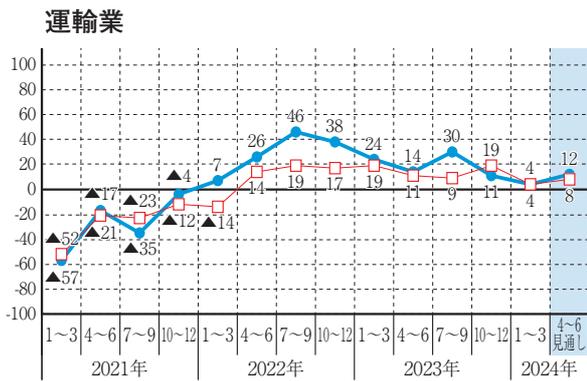
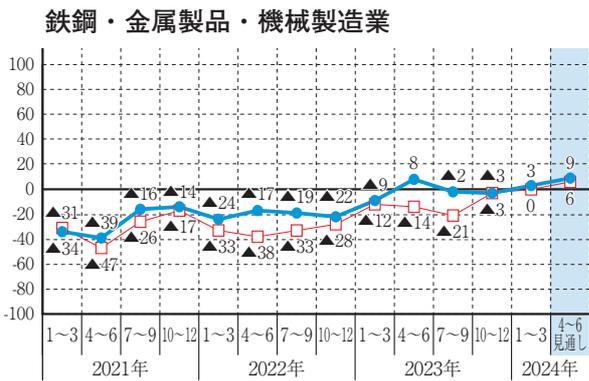
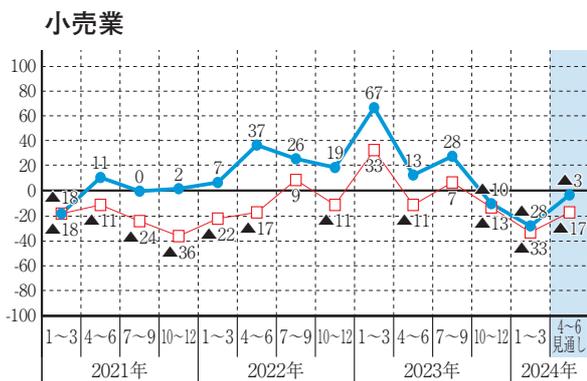
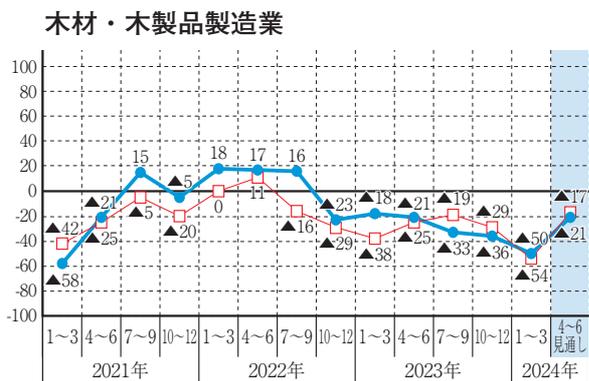
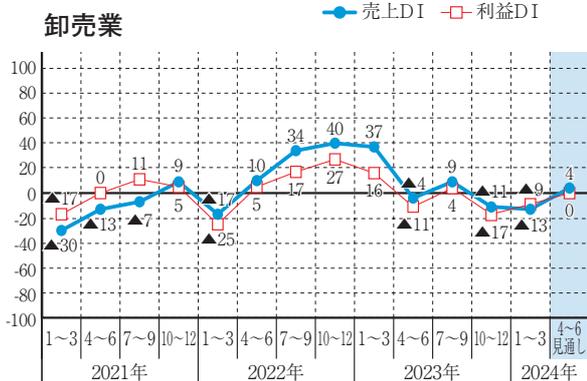
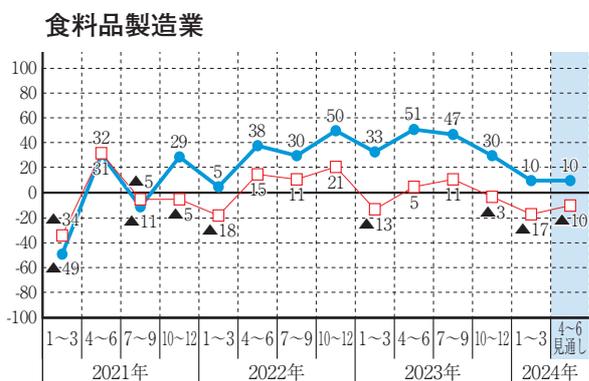
<図表2>業種別の要点

	要 点 (2024年1～3月期実績)	2023年	2023年	2023年	2024年		2024年	
		4～6	7～9	10～12	1～3	4～6		
		実績	実績	実績	実績	前回 見通し	見通し	
全 産 業	売上DI・利益DIともに2期連続マイナスとなり停滞感強まる。	売上D I	10	17	△1	△9	△7	4
		利益D I	△5	3	△7	△15	△13	△5
製 造 業	売上DIは2期連続マイナス、利益DIは2期連続マイナス幅が拡大。	売上D I	12	10	△3	△11	△11	6
		利益D I	△15	△7	△11	△19	△16	△1
食 料 品	水産加工業、製菓製造業の利益DIが低下。	売上D I	51	47	30	10	21	10
		利益D I	5	11	△3	△17	△9	△10
木 材 ・ 木 製 品	木製品製造業が5期ぶりに売上DI・利益DIともにマイナス圏に低下。	売上D I	△21	△33	△36	△50	△19	△21
		利益D I	△25	△19	△29	△54	△15	△17
鉄鋼・金属製品・ 機械	金属製品製造業はマイナス幅縮小、機械製造業はプラス幅拡大。	売上D I	8	△2	△3	3	△35	9
		利益D I	△14	△21	△3	0	△27	6
非 製 造 業	売上DIは8期ぶりにマイナス圏に低下。	売上D I	8	20	0	△8	△6	4
		利益D I	0	8	△6	△13	△11	△6
建 設 業	土建、設備工はマイナス圏続く。職別工、住宅は前回のマイナス見通しから上向く。	売上D I	△5	3	△7	△8	△19	1
		利益D I	△13	△6	△14	△15	△24	△14
卸 売 業	機械卸はプラス圏維持。食品卸はマイナス幅縮小。資材卸は4期連続マイナス。	売上D I	△4	9	△11	△13	△13	4
		利益D I	△11	4	△17	△9	△19	0
小 売 業	食品小売（含む大型店）はプラス圏維持。燃料、自動車小売は大きくマイナス。	売上D I	13	28	△10	△28	△10	△3
		利益D I	△11	7	△13	△33	△13	△17
運 輸 業	旅客運輸業は堅調に推移。貨物運輸業の利益DIはマイナス幅が縮小。	売上D I	14	30	11	4	15	12
		利益D I	11	9	19	4	0	8
ホ テ ル ・ 旅 館 業	前回見通しを下回ったものの、都市ホテル、観光ホテルともに堅調に推移。	売上D I	88	93	73	35	60	18
		利益D I	88	87	53	24	60	12

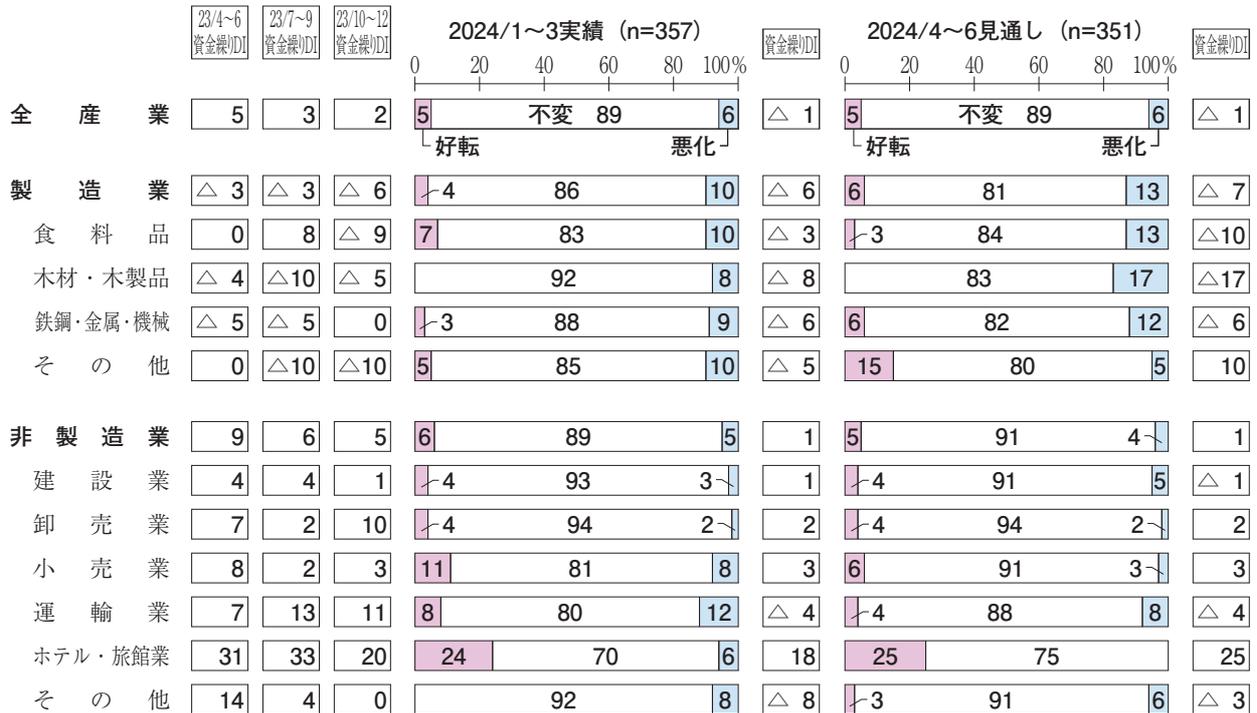
<図表3>地域別業況の推移

		2021年	2021年	2022年	2022年	2022年	2022年	2023年	2023年	2023年	2023年	2024年		2024年
		7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	実績	前回 見通し
		実績	見通し	見通し										
全 道	売上D I	△12	△2	△8	11	13	12	17	10	17	△1	△9	△7	4
	利益D I	△16	△15	△21	△4	△4	△3	△3	△5	3	△7	△15	△13	△5
札 幌 市	売上D I	△3	4	△11	11	15	19	18	12	22	△2	△2	△3	12
	利益D I	△10	△6	△21	0	3	3	3	△1	11	△5	△5	△8	2
道 央 (札幌除く)	売上D I	△18	△5	△9	17	17	19	27	27	24	8	△10	4	7
	利益D I	△18	△17	△25	△9	△5	3	△1	△1	6	△3	△15	△3	△3
道 南	売上D I	△29	△20	△19	24	24	34	17	5	33	13	△8	△18	△3
	利益D I	△32	△34	△44	△5	△8	△3	△9	0	7	△10	△16	△33	△11
道 北	売上D I	△8	4	8	11	0	2	8	0	5	△9	△22	△20	0
	利益D I	△18	△9	△3	7	△11	△7	△12	△16	△2	△5	△31	△15	△11
道 東	売上D I	△18	△3	△9	△8	6	△12	11	△4	△3	△10	△10	△11	△8
	利益D I	△16	△27	△19	△15	△9	△17	△5	△10	△15	△18	△19	△22	△12

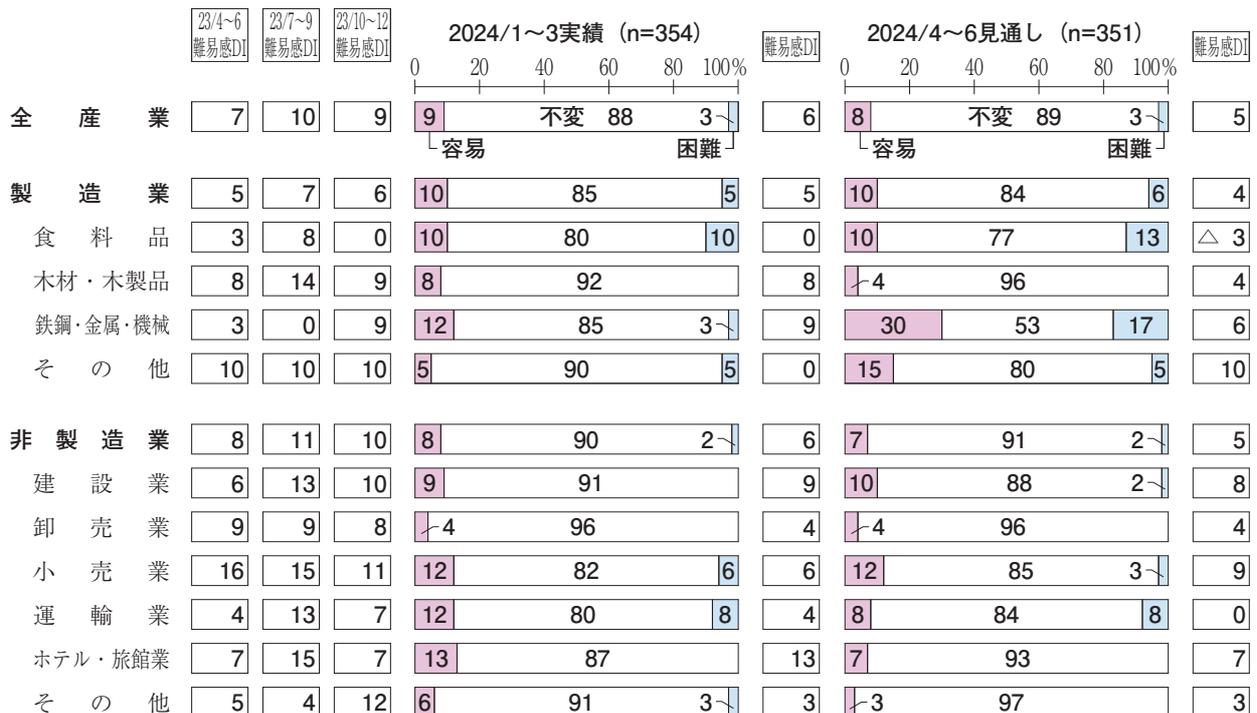
<図表4>業況の推移（業種別）



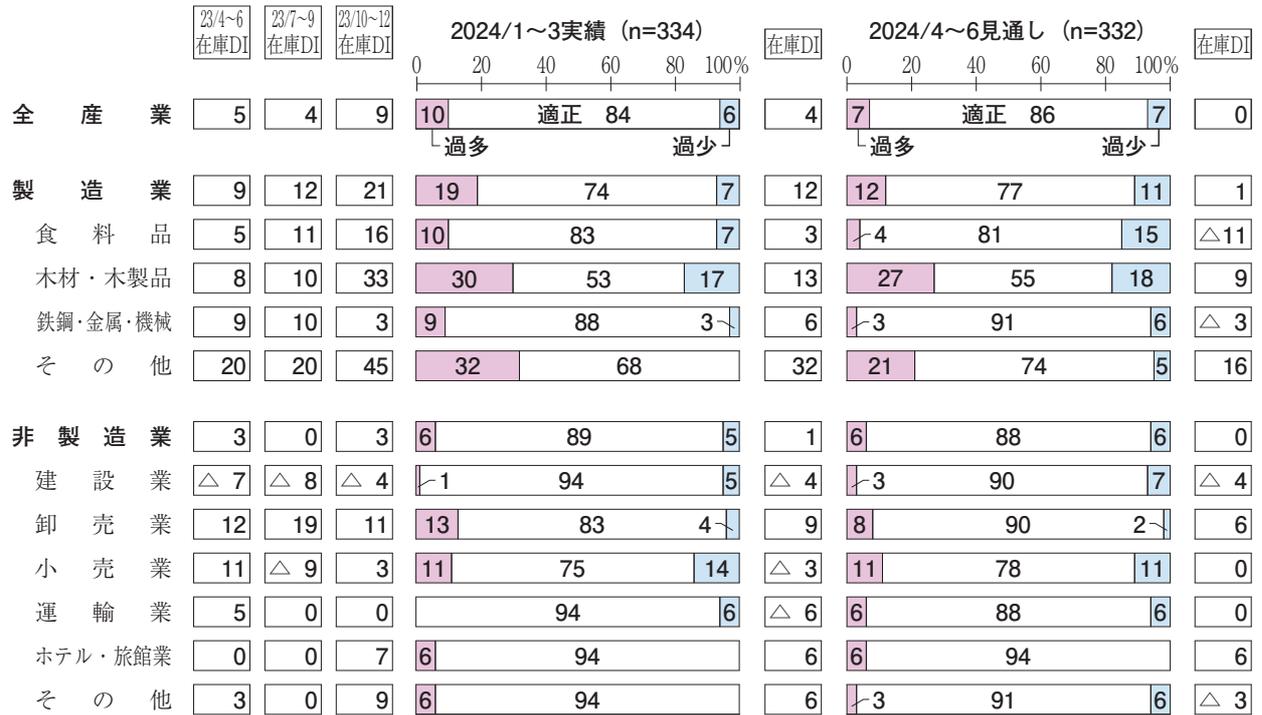
<図表7>資金繰り



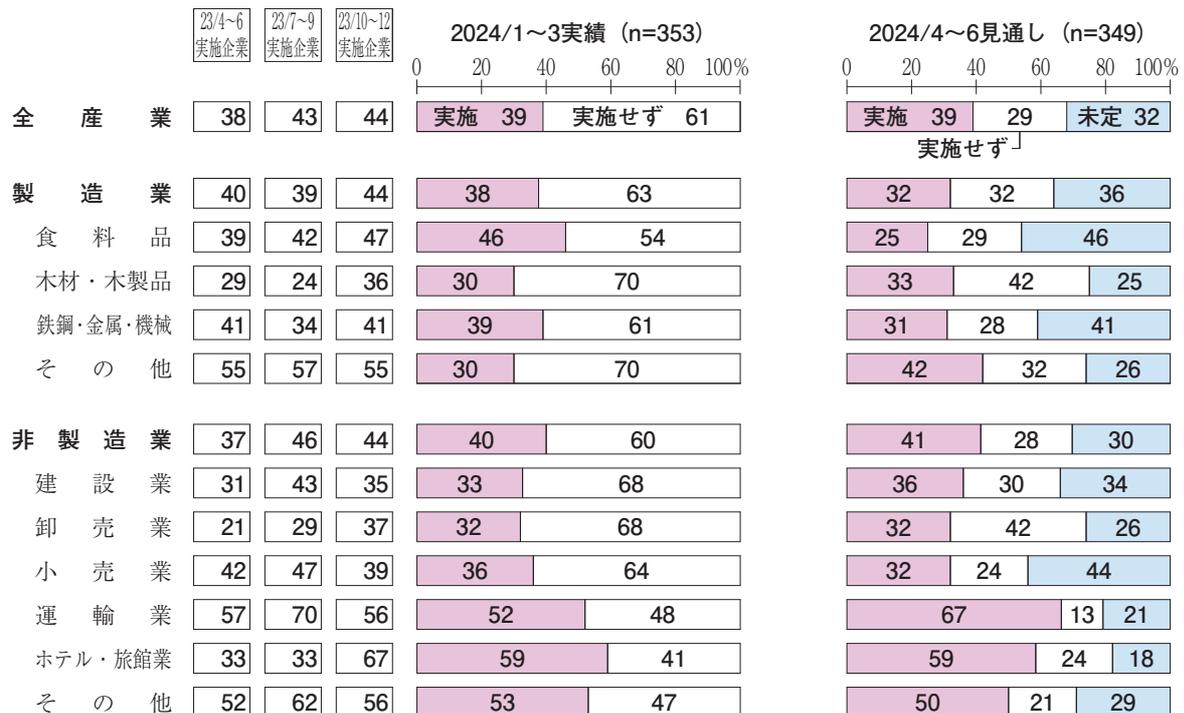
<図表8>短期借入金の難易感



<図表9>在庫



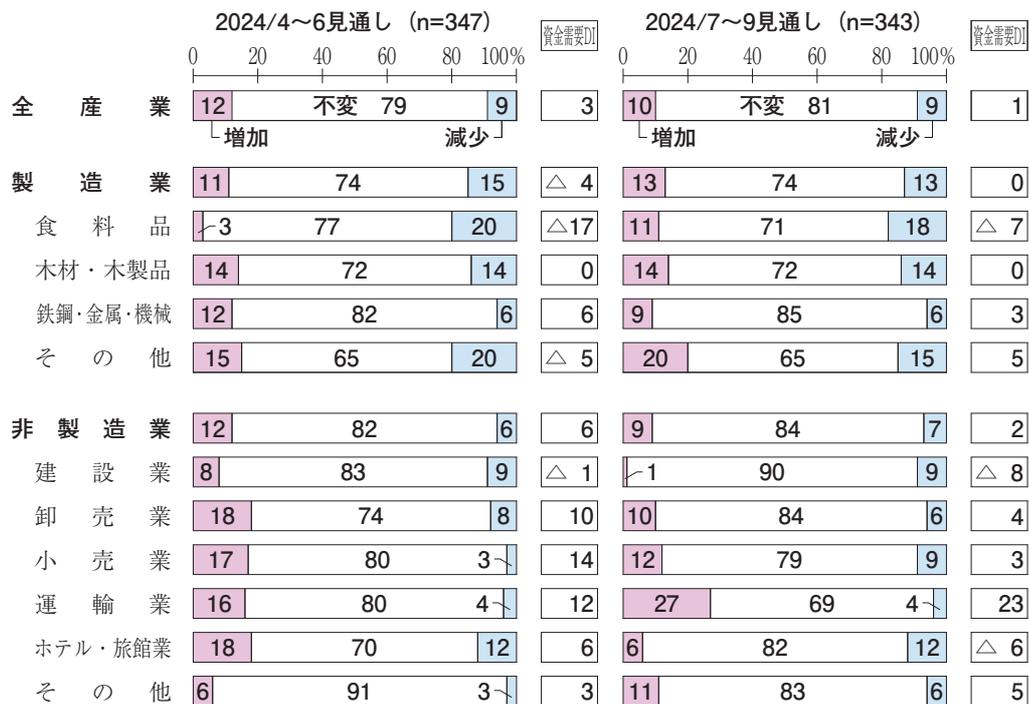
<図表10>設備投資



<図表11> 資金需要見通しの前年比較（運転資金）



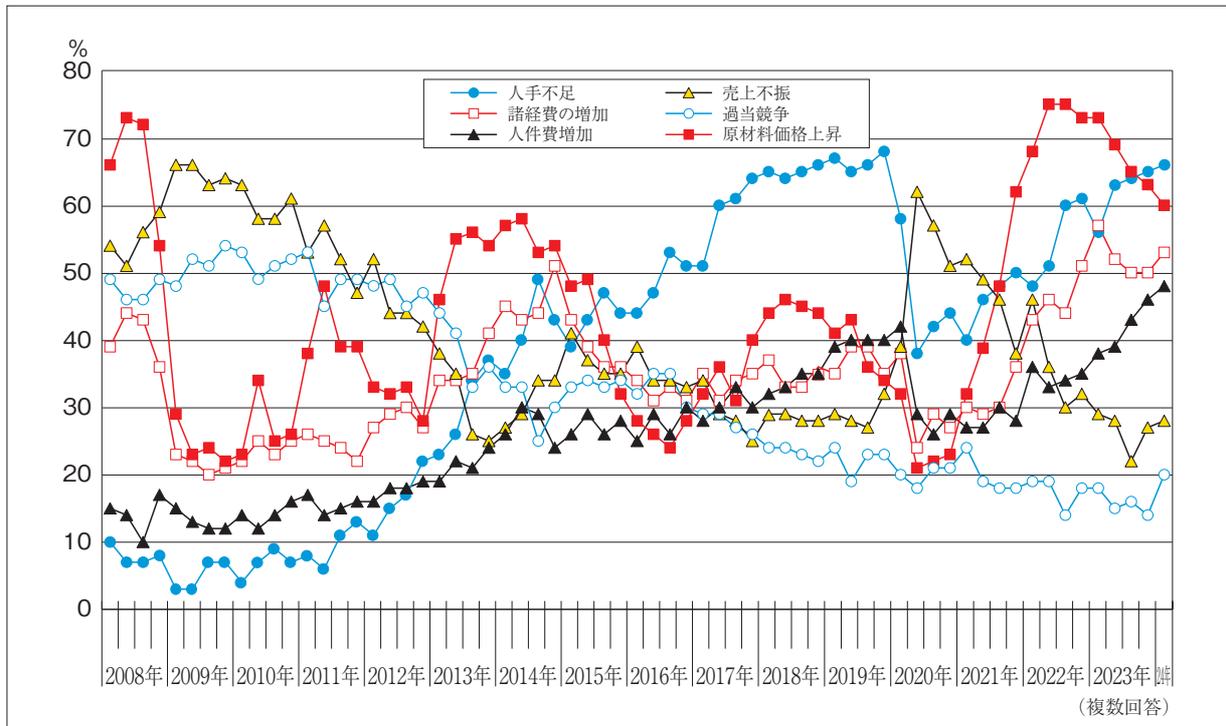
<図表12> 資金需要見通しの前年比較（設備資金）



<図表13> 当面する問題点（上位項目）の要点（複数回答）

項目	前期比	要 点
(1)人手不足（66%）	+ 1	4期連続で上昇。製造業（62%）は6ポイント上昇、非製造業（67%）は2ポイント低下。
(2)原材料価格上昇（60%）	△ 3	4期連続で低下。製造業（68%）は3ポイント低下したが、食品品製造業（79%）は8ポイント上昇した。非製造業（56%）は4ポイント低下するも、ホテル・旅館業（76%）が16ポイントと大きく上昇した。
(3)諸経費の増加（53%）	+ 3	製造業（54%）は2ポイント、非製造業（53%）は4ポイントそれぞれ上昇した。卸売業（58%）のほか4業種が上昇しており負担感が増している。
(4)人件費増加（48%）	+ 2	7期連続で上昇。製造業（45%）は4ポイント、非製造業（49%）は1ポイントそれぞれ上昇した。特に卸売業（53%）は19ポイント上昇するなど負担感が増している。
(5)売上不振（28%）	+ 1	製造業（34%）は1ポイント低下するも、木材・木製品製造業（63%）が13ポイントと大きく上昇。非製造業（26%）は3ポイント上昇。特にホテル・旅館業（29%）が22ポイントと大きく上昇した。
(6)過当競争（20%）	+ 6	製造業（17%）は6ポイント、非製造業（22%）は7ポイントそれぞれ上昇した。建設業（29%）は12ポイント、食品品製造業（21%）、木材・木製品製造業（17%）は8ポイントそれぞれ上昇した。

<図表14> 当面する問題点（上位項目）の推移（複数回答）



<図表15> 当面する問題点 (複数回答)

(n = 359)

(単位：%)

(項目)	製造業						非製造業						
	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)人手不足	① 66 (65)	② 62 (56)	62 (65)	① 67 (73)	② 58 (44)	② 62 (43)	① 67 (69)	① 74 (78)	45 (49)	① 68 (59)	① 81 (89)	② 71 (67)	① 74 (77)
(2)原材料価格上昇	② 60 (63)	① 68 (71)	① 79 (71)	38 (45)	① 67 (74)	① 90 (95)	② 56 (60)	② 56 (63)	② 55 (60)	③ 51 (51)	② 58 (56)	① 76 (60)	② 51 (62)
(3)諸経費の増加	③ 53 (50)	③ 54 (52)	③ 66 (61)	③ 46 (50)	③ 45 (41)	② 62 (57)	③ 53 (49)	③ 48 (44)	① 58 (42)	② 62 (59)	③ 54 (67)	53 (53)	③ 46 (46)
(4)人件費増加	48 (46)	45 (41)	② 69 (65)	29 (23)	42 (35)	33 (33)	49 (48)	③ 48 (48)	③ 53 (34)	49 (54)	42 (48)	③ 65 (80)	44 (51)
(5)売上不振	28 (27)	34 (35)	14 (19)	② 63 (50)	30 (38)	33 (38)	26 (23)	24 (27)	32 (25)	35 (26)	19 (22)	29 (7)	15 (18)
(6)過当競争	20 (14)	17 (11)	21 (13)	17 (9)	6 (9)	29 (14)	22 (15)	29 (17)	23 (19)	24 (21)	4 (7)	24 (20)	15 (3)
(7)設備不足	9 (7)	17 (16)	17 (19)	17 (9)	18 (15)	14 (19)	5 (4)	1 (1)	6 (6)	11 (5)	4 (4)	6 (13)	8 (3)
(8)資金調達	7 (7)	10 (8)	14 (13)	13 (9)	9 (6)	5 (5)	6 (6)	5 (5)	4 (2)	5 (10)	15 (11)	6 (13)	3 (3)
(9)販売価格低下	5 (5)	7 (7)	0 (6)	21 (14)	6 (3)	5 (10)	4 (4)	1 (2)	6 (6)	11 (10)	0 (0)	6 (7)	3 (0)
(10)価格引き下げ要請	3 (2)	2 (4)	0 (3)	4 (-)	3 (3)	0 (10)	4 (2)	5 (2)	2 (6)	3 (-)	8 (-)	0 (-)	3 (-)
(11)代金回収悪化	1 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (1)	0 (-)	2 (2)	8 (3)	0 (-)	0 (-)	3 (-)
(12)その他	1 (2)	2 (2)	0 (-)	0 (-)	6 (3)	0 (5)	1 (2)	0 (4)	2 (4)	3 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

○内数字は業種内の順位、()内は前回調査

調査要項

- 調査の目的と対象：アンケート方式による道内企業の経営動向把握。
- 調査方法：調査票を配付し、郵送または電子メールにより回収。
- 調査内容：第92回定例調査 (2024年1～3月期実績、2024年4～6月期見通し)
- 回答期間：2024年2月中旬～3月中旬
- 本文中の略称
 - (A) 増加 (好転) 企業：前年同期に比べ良いとみる企業
 - (B) 不変企業：前年同期に比べ変わらないとみる企業
 - (C) 減少 (悪化) 企業：前年同期に比べ悪いとみる企業
 - (D) DI：「増加企業の割合」－「減少企業の割合」
 - (E) n (number) = 有効回答数

■ 地域別回答企業社数

	企業数	構成比	地域
全道	360	100.0%	
札幌市	132	36.7	道央は札幌市を除く石狩、後志、
道央	73	20.3	胆振、日高の各地域、空知地域南部
道南	37	10.3	渡島・檜山の各地域
道北	58	16.1	上川・留萌・宗谷の各地域、空知地域北部
道東	60	16.7	釧路・十勝・根室・オホーツクの各地域

■ 業種別回答状況

	調査企業数	回答企業数	回答率
全産業	692	360	52.0%
製造業	197	108	54.8
食料品	68	29	42.6
木材・木製品	31	24	77.4
鉄鋼・金属製品・機械	60	34	56.7
その他の製造業	38	21	55.3
非製造業	495	252	50.9
建設業	139	80	57.6
卸売業	98	53	54.1
小売業	94	37	39.4
運輸業	50	26	52.0
ホテル・旅館業	33	17	51.5
その他の非製造業	81	39	48.1

物価高のなか利益確保を模索

〈企業の生の声〉

今回の調査では、原材料価格、諸経費の増加に対する価格転嫁が十分にできないながらも、利益確保を目指して粘り強く値上げ交渉を続ける姿勢がみられました。

また、働き手不足による販売機会の損失を減らすため、新たなシステムの導入や自動化・省力化による業務効率の改善を進めていくとの声が聞かれました。

以下に企業から寄せられた生の声を紹介します。

1. 食料品製造業

＜水産加工業＞ 中国向け製品が作れないため、売上減が必至である。今後は国内の販売先を開拓したい。(道南)

＜水産加工業＞ 原料価格が上がっているのに値上げしにくい雰囲気がある。原料が入手しにくくなっている面も感じられる。(道南)

＜食料品製造業＞ 売上は前年比プラスで推移しているものの、原材料及び光熱費の高騰で利益の減少が顕著になっている。来客数はインバウンドが増加傾向にある一方で、国内客の伸びが小さい。今後は原価管理を強化しながら適正価格を検証し、商品の値上げを行う予定であるが、取引先との契約もあり、納品価格の改定は早くても3か月後からになる。(道南)

＜食肉加工業＞ 売上は全国旅行支援が終了したこともあり、落ち着きを見せている。利益は一部原材料の値下がりもあり、前期よりも好調である。問題点は、他業界や他社と同様に人材の確保が以前ほどできないこと、肉の輸入先国の事情で仕入価格が乱高下することである。人材確保は、今後も改善されることは無いとみており、省力化を図るべく設備投資を行っていききたい。仕入は突発的な事態に対応できるよう輸入量を考えて発注していききたい。(道北)

2. 木材・木製品製造業

＜家具製造＞ 1月に価格改定を行ったた

め、受注量が減少しており、4～5月も影響が続くことを懸念している。今後は、首都圏を中心とした地域でのイベントやフェア参加、製品の出荷リードタイム短縮により販売強化を行っていく。(道北)

＜製材業＞ 木造向け製品の不振が続いているが、弊社メインのRC造向け製品は横ばい状態である。今後は本州方面での販売強化に力を入れていく。(道央)

3. 鉄鋼・金属製品・機械製造業

＜鉄鋼製造＞ 地元の案件数は相変わらず不足しており、元請では過当競争となっている。下請業者も疲弊しており、賃上げも難しい状況にある。今後、一層先細りしていく見通しであり、自社の特徴を活かせるような案件に絞っていくしかない。(道東)

＜金属製品製造業＞ 原材料費が高止まりしているが、簡単に値上げは認めてもらえない。賃上げムードでかなりの額の引き上げも報道でみられるが、弊社には厳しい額である。今後は新分野に挑戦し、新商品を5月以降に販売する予定である。(札幌)

＜金属製品製造業＞ 販売価格の値上げはできても、住宅着工戸数の減少により、売上本数が低下している。今後は生産性を向上させていきたい。(道央)

＜機械器具製造業＞ 来年度の受注は計画どおりに確保できるとみられるが、資材高騰分

を売価に転嫁できていないことが課題である。トラック・自動車メーカーからの車体供給が流動的なことも、製造工程に大きく影響している。今後はユーザーとの価格交渉を継続するとともに、トラック・自動車メーカーとの連携を密にして工程管理を徹底したい。(札幌)

4. その他の製造業

<プラスチック製品製造業> 原材料価格や電力料金、さらには2024年問題に伴い運送費も高騰している。そのため、製品価格に転嫁すべく営業活動を強化するとともに、製造面での合理化・コストダウンを図っていく。(道央)

<印刷業> 原材料費上昇が収まらないため、利益をなかなか得られない。今後は販売価格への転嫁を進めていきたい。(札幌)

<印刷業> 紙媒体離れが確実に進んでいる状況であり、弊社もこれまで以上にWEB、SNS、動画等の技術力を向上させていくため、人材教育に力を入れている。また、弊社の技術力が市場に認知されるよう広範囲の営業活動を実地している。(札幌)

<皮革製品製造業> 原材料や諸経費の増加分を100%商品に転嫁できず、利幅が減少傾向にある。今後は、一時的に必要な資金が増加するが、新たな市場開拓に向けて直営店を増設することを考えている。(道北)

5. 建設業

<建設業> 社内の問題点として、現場従事者の高齢化が挙げられる。入職者も少なく、現場の大型化・IT化により高齢者では付いていくのが厳しくなっている。現場での複数人配置が必要になっていることから、若年者を増員したいが、難しい状況にある。業界や会社のイメージアップを図り、若年者が入職しやすい環境づくりを推進していくしかないと考えます。(道北)

<土木工事業> 個人戸建て住宅の着工件数の減少に伴い、工事棟数、生コン出荷数量ともに減少傾向にある。販売価格の値上げにより、売上・利益はともに昨年並みを維持しているが、今後の販売量減少を危惧している。グループ全体での収益性向上に取り組んでおり、社内体制、人員配置の見直しにより生産性の向上を図るとともに、仕入単価、諸経費をゼロベースで見直し、収益性の改善を図っている。(道央)

<住宅建築業> 原価高騰対策として年度後半から価格見直しを行っており、それにより利益率が好転し、今期は好決算が見込まれる。一方、年度後半からの誘客が思いの外進まず、来期後半戦の売上がいまだ十分でない状況にある。新築客数が伸びていないことから、今後は、中古住宅の耐震化や省エネ化など、リノベーション工事の受注、住宅の買取再販に取り組むことを予定している。(道央)

<電気工事業> 官公庁工事は堅調、民間工事は大型受注案件があり、今後の受注についても増収の見込みである。ただし、人員の不足感があり、厳しい状況にある。投資面では、引き続き人材確保・育成を継続し、社内全体的なDX推進と技術向上に努め、人手不足対応と売上・利益の確保を行っていく。(札幌)

<鉄筋工事業> 予定していた事業の遅れが深刻である。半導体関連の工事が始まったが、札幌中心部で見直しとなった大型案件を補うまでには至っていない。1～3月期は前年比で増収増益見通しだが、その後は深刻な状況が見込まれる。本州案件で穴埋めするしかないが、単価が良くないことが予想される。(道央)

6. 卸売業

<食料品卸売業> 物価高騰に伴い、来期は従業員給与のベースアップを予定しており、人件費を含めた諸経費の金額が増加し、利益

を圧迫する可能性がある。販売価格や手数料等を見直しするなど、利益確保の方法を模索している。(札幌)

<食肉卸売業> 売上はコロナ前と変わらない程度まで回復したが、原材料の価格上昇により価格の見直しが必要である。また、人手不足のため、今後は作業の自動化や事務作業のシステム導入を予定している。(道東)

<工業用品卸売業> 売上は前年比で若干の減収だが、価格転嫁により粗利益率が若干上昇したため、人件費、諸経費の増加分をカバーしている。ただし、来期以降も人件費及び諸経費の増加が続く見込みであり、仕入先からの再値上げ、再々値上げも続いており、更なる販売価格への転嫁が重要である。(札幌)

<機械器具卸売業> 値上げの効果もあって、売上・利益ともに増加した。一方で、後継者難で顧客の廃業が増加傾向にあり、先行きについて楽観視できない状況にある。(札幌)

<鋼材卸売業> 販売不振は2024年度も続くと思われる。資材高騰による値上げにより、売上高は確保しているが、販売量が減っており、決して良い状況にはない。新たな商品群を考え、落ち込みを補うよう努力するしかない。(道東)

7. 小売業

<食料品小売業> 2023年12月頃から高価格商品の需要減少が目立ってきており、2024年1～2月も傾向は変わらず売上確保に苦慮している。一方、単価は低いものの、簡便商品の需要が伸びてきていることは好材料である。今後は付加価値商品のラインナップ拡大と知名度向上を推進したい。(道東)

<酒小売業> 物価高騰に伴う節約志向が定着しているなか、能登半島地震による自粛

ムードも加わり、大規模宴会の需要が伸びず、売上が前年同期から大きく増加することはなかった。雪まつりの本格的な再開、インバウンド客の増加も売上増加にはつながらなかった。ワイン・ウイスキー等の輸入商品について、中東地域での海賊行為により紅海経由路線を使えないことで品薄状態となり、販売機会を捉えられていない面もある。輸入商品は、代替品の提案を積極的に行うことで、得意先の理解も得られてきている。ゴールデンウィーク以降は大型イベントがあるため、売上増加が期待できる。(札幌)

<釣具販売店> 一時のアウトドアブームが去り、売上の減少傾向がみられるようになっている。じわじわと仕入れ価格が上がっていることに加えて、労働環境改善の一環で公休を増やしたことで人件費の負担も増しており、収益環境は一層厳しくなっている。思い切って赤字店舗を閉店した上で、新規店舗を模索するなどして、売上の維持、収益確保に繋げていきたい。(札幌)

<自動車販売店> 大手自動車メーカーの不正問題の影響で、予定していた車両が生産されず、売上が上がらない。今後は中古車と整備、保険の販売を中心に、新車販売の落ち込みをカバーしていく。(道東)

8. 運輸業

<貨物運輸業> 2024年問題への対策として、価格改定をさらに進めていきたい。また、改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）の遵守と社員の理解を得ることも重要である。(札幌)

<貨物運輸業> 消費財の値上げにより需要が減少しており、輸送量が減少するといった影響がみられる。また、2024年問題への対応、建築資材の高騰や人手不足による納期の遅延なども問題点として挙げられる。今後に向けては、既存または新たな設備を活用した輸送の更なる効率化、釧路港の利用促進に向

けたセールスを行っていききたい。(道東)

<貨物運輸業> 2024年問題の影響を注視している。今後に向けては、積載効率アップを進めていきたい。(札幌)

<旅客運輸業> インバウンドの需要回復、一部エリアの運賃改定により、収入は回復してきたが、燃料価格の高止まりや人件費の上昇、運転者不足など、課題も多い。今後に向けて、他エリアの運賃改定、路線の見直しを計画している。(道央)

9. ホテル・旅館業

<観光ホテル> インバウンド好調により順調な経営状況にある。今後に向けて、国内客も増加するような施策を行っていききたい。(道央)

<観光ホテル> 原価、人件費、原油価格の高騰の影響を引き続き受けている。価格転嫁、高付加価値化を進め、単価引き上げにより売上高は増加しているものの、利益確保が難しい状況にある。今後については、省力化、システム化による業務効率の改善を図っていく予定。また、付加価値を高めることで更なる単価上昇を狙っていききたい。(道北)

<観光ホテル> 直近2年はコロナ禍からの回復を見据え売上増加と人員拡充を優先して運営しており、今期は黒字着地が見込まれる。今後は質の向上を主眼に各セグメントの粗利益率改善と従業員の能力向上に取り組むたい。(道北)

10. その他非製造業

<物品賃貸> 建築関係からの受注は好調だが、いかに利益、成果を出すかが業界の課題となっている。取引先や顧客からの理解が必要なため、今後については値上げ幅の設定がキーポイントとなる。(道央)

<建築設計業> 公共事業、民間事業の施設

新設や更新の計画等に関する相談、依頼は多いが、工事費の高騰で実際に事業が実施できるかは不透明であり、安定した売上が見通せない。今後は収益を重視して営業に取り組んでいきたい。(札幌)

<自動車整備業> 1～2月は中古市場の動きが悪い。今後については、自動車産業に対する社会的な不信感の影響が未知数である。ユーザーに対して、点検や各種の案内を強化していくとともに、サービス内容を見直すことを予定している。(道央)

<自動車整備業> 仕事は順調に入ってきているが、仕事をこなせる熟練工が不足している。ベトナムからの実習生の一部が一時帰国していることもあって、仕事が進まない状況にある。今後については、鉄くずを売却する予定のため、売上及び利益が増加することが見込まれる。(道北)

<ソフトウェア開発> 需要はあるものの、人手が追い付かない状況にある。今後に向けて、中途人材の確保が重要課題となっている。(札幌)

<飲食店> 売上、利益はコロナ禍の時期と比べて増えてきているが、働き手不足が顕著である。人件費の上昇、物価の高騰等が問題点となっている。(札幌)

<廃棄物処理業> 処理価格の値上げ効果により増収増益を確保しているが、適正人材の確保と維持費用及び諸経費が増加しており、生産性向上が今後の課題となっている。生産体制や処理工程の見直し、機械化を検討し、生産性向上を図っていききたい。また、将来的に売上の減少が予想されるため、販路拡大はもとより新規事業展開も検討していききたい。(道央)

時間外労働の上限規制 (2024.4)

社会保険労務士法人 むらづみ総合事務所
社会保険労務士 谷上 隆雄

はじめに

「働き方改革」とは労働者が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。

長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり労働参加率の向上に結びつきます。

このため、今般の働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限なく時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合でも上回ることはできない上限が設けられました。

時間外労働の上限規制は、大企業で2019年4月から、中小企業では2020年4月から既に適用されています。また、2023年4月からは、中小企業にも、月60時間を超える時間外労働に関して50%以上の割増賃金を支払うことが義務付けられるようになり、時間外労働に関する規制がより厳しくなっています。

一方、建設事業、自動車運転の業務、医師については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されてきましたが、2024年3月末をもって猶予期間が終了し、適用されることとなりました。

長時間労働が是正されることにより健康被害や労働災害、交通事故の削減など労働環境の改善が進展することが期待できる一方で、人手不足による工期の長期化や業務の停滞などの諸問題、いわゆる「2024年問題」が懸念されています。

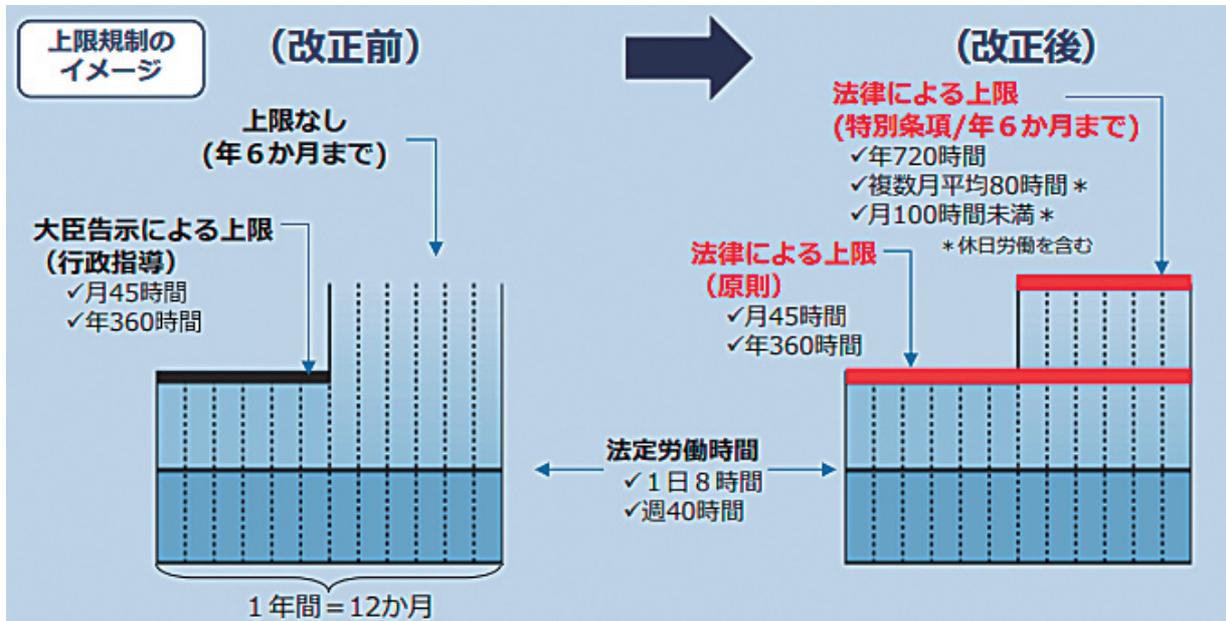
本稿では、2024年4月からの時間外労働上限規制の変更点や対応上の留意点を中心に解説します。

1. 時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。また、原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。

上限規制に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科される恐れがあります。

【図1】 時間外労働の上限規制



(厚生労働省「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」より)

2. 適用猶予事業・業務の時間外労働の上限規制

以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されていました。

【表1】 猶予適用事業・業務と猶予後の取扱い

事業・業務	猶予後の取扱い（2024年4月1日以降）
建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用 ・災害時における復旧・復興の事業には、休日労働とあわせて月100時間未満、複数月平均80時間以内の適用なし
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・年上限960時間（休日労働を含まない） ・月45時間超の上限回数なし ・休日労働とあわせて月100時間未満、複数月平均80時間以内の適用なし
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・年上限960時間（休日労働含む） ・指定医療機関は年上限1,860時間（休日労働含む） ・月45時間超の上限回数なし ・休日労働とあわせて月100時間未満（例外あり） ・休日労働とあわせて複数月平均80時間以内の適用なし
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・上限規制がすべて適用

(1) 建設事業

建設事業は、2024年4月1日から時間外労働の上限規制が適用され、時間外労働の上限について、月45時間・年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

ただし、災害時の復旧・復興事業に限り、時間外労働と休日労働の合計について、単月100時間、複数月平均80時間以内の適用はありません。時間外労働が年720時間以内、月45時間を超えることができるのは年6か月まで、とする限度は適用されます。

(2) 自動車運転の業務

自動車運転の業務は、2024年4月1日から時間外労働の上限規制が適用され、時間外労働の上限について、月45時間・年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間（休日労働を含まない）を限度に設定する必要があります。

なお、トラックドライバー等の自動車運転の業務に関しては、他業種で義務付けられている「単月100時間未満の時間外労働」や「複数月平均の時間外労働が80時間以内」、「月の時間外労働時間45時間を超えることができるのは年6か月まで」という規制は適用されません。

また、自動車運転の業務に従事する労働者は、別途、運転時間や勤務間インターバルについて定めた「改善基準告示」を遵守する必要があります。この基準は、労働基準法では規制しにくい拘束時間・休息期間・運転時間の考え方やその上限等を定めたものです。なお、拘束時間とは、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間、すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいい、休息期間とは、使用者の拘束を受けない時間をいいます。

改正後、トラックドライバーは、1年の拘束時間は3,300時間以内、1か月の拘束時間は284時間以内、1日の拘束時間は原則13時間以内で上限が15時間以内という、新たな基準が適用されます。ただし、繁忙期の対応を考慮して、6か月までは労使協定により1年3,400時間を超えない範囲で、1か月310時間まで延長可能ですが、この場合には284時間超は連続3か月まで、1か月の時間外・休日労働時間数は100時間未満になるよう努める必要があります。

1日の休息期間は、勤務終了後、継続して11時間以上を基本として9時間を下回ってはならないこととなりました。ただし、宿泊を伴う長距離輸送の場合は、運行終了後に12時間以上の休息を与えれば、週2回までは8時間以上とすることができます。

【図2】トラック運転の業務に関する2024年4月以降の労働時間上限規制

	現行	見直し後
1年の拘束時間	3,516 時間	原則: 3,300 時間
1か月の拘束時間	原則: 293 時間 最大: 320 時間	原則: 284 時間 最大: 310 時間 <small>(1年の拘束時間が3,400時間を超えない範囲で年6回まで)</small> ※ 284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※ 月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める。
1日の休息期間	継続 8 時間	継続11時間を基本とし、9時間下限 ※ 長距離・泊付きの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を規定。

(厚生労働省「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」より)

3. 36協定締結上の留意点

労働基準法では、原則として、労働時間は1日8時間および1週40時間以内で、休日は少なくとも週1日または4週4日以上と定められています。時間外労働や休日労働をさせるためには、使用者と労働者の代表者として「36協定」を締結し管轄の労働基準監督署へ届出することが必要です。

また、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、「特別条項付き36協定」を締結する必要があります。

「36協定」を締結しないまま、時間外労働や休日労働をさせた場合は労働基準法違反となります。

【図3】36協定締結上の留意点

月45時間超の時間外・休日労働が見込まれるか？	
	月45時間超の時間外・休日労働が見込まれるか？
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><見込まれない></p> <p><u>一般条項として</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外・休日労働させることができる場合 ・その場合の労働者の範囲や人数 ・1日／1か月／1年の時間外労働時間数の限度等 </div> <div style="width: 45%;"> <p><見込まれる></p> <p><u>特別条項として</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月45時間を超える場合における月／年の時間外・休日労働時間数 ・月45時間を超えることができる回数等 ・限度時間を超えた場合の割増賃金率 ・限度時間を超えて労働させる場合の手続き ・健康・福祉を確保する措置 </div> </div>
協定事項	

時間外労働や休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、使用者は「36協定」の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負い、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。

時間外労働の上限規制が猶予されていた事業・業務についても、2024年4月1日以降に締結する「36協定」から書式が変更となりました。

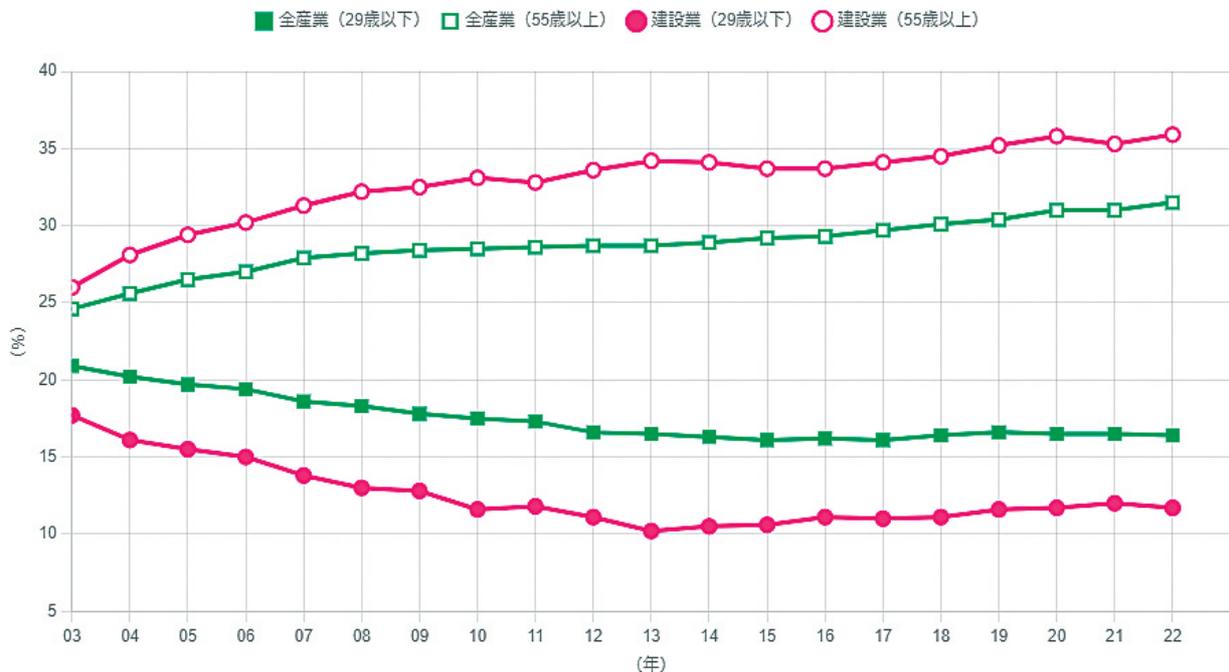
4. 2024年問題

(1) 建設事業

時間外労働の720時間上限規制が適用され、労働時間が短くなることで一人当たりの作業時間が短くなり、工期が長くなる可能性が懸念されており、「建設業の2024年問題」といわれています。

建設業労働者は、2022年には55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と、全産業と比べ高齢化率が著しく高くなっており、若年者の入職促進と定着による円滑な世代交代が不可欠です。

【図4】労働者の年齢階層別構成比の推移



(総務省「労働力調査」より)

また、人手不足も顕著で、2023（令和5）年12月の北海道の有効求人倍率が1.04であるのに対して、建設・土木作業員は4.34、自動車運転手は2.22です。

【表 2】 道内の雇用状況（2023（令和 5）年12月）

	月間有効求人倍率	月間有効求人数	月間有効求職者数
職業計	1.04	82,309	79,039
建設・土木作業員	4.34	2,158	497
自動車運転手	2.22	4,085	1,841

（北海道労働局 令和 5 年12月「職種別、求人・求職・賃金状況」より）

長時間労働の改善には、「適正な工期の確保」、「週休 2 日の確保」や「設計変更等により当初契約時の工期では施工が難しくなる場合に際しての工期延長等の契約条件の見直し」など、将来の担い手確保の観点からも働き方改革の推進が必要です。

（2）自動車運転業務

トラックドライバーの時間外労働の960時間上限規制と改善基準告示の改正が適用され、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、「モノが運べなくなる」可能性が懸念されており、「物流の2024年問題」といわれています。

労働時間が長いとされるトラック事業については、労働時間が制限されることで、① 1日に運ぶことができる荷物の量の減少、②トラック事業者の売上・利益の減少、③ドライバーの収入の減少、④収入の減少による担い手不足などが懸念されています。

2024年問題に対して何も対策を行わなかった場合には、営業用トラックの輸送能力が2024年には14.2%さらに2030年には34.1%不足する可能性があるとして試算されています。

【表 3】 物流の2024年問題が輸送能力に与える影響

	不足する輸送能力の割合	不足する営業用トラックの輸送トン数
2024年度	14.2%	4.0億トン
2030年度	34.1%	9.4億トン

（「持続可能な物流の実現に向けた検討会」資料より）

物流の2024年問題を回避するには「荷待ち・待機時間の削減」「手荷役作業の削減」「再配達への削減」などによるドライバーの労働時間改善対策が必要です。

国土交通省は、運賃水準の8%引き上げや荷役の対価等を加算した、新たなトラックの標準的運賃を告示し、トラックの標準的運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、ドライバーの賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境整備に取り組んでいます。

おわりに

働き方改革による時間外労働の上限規制を遵守するには、労働時間の管理を適切に行うことが重要となります。そのうえで、締結・届出を行った36協定の内容を遵守するよう日々の労働時間を管理することが必要です。

労働時間の管理については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」で、「原則としてタイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること」とされており、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、把握しなければなりません。

時間外労働が上限を超えそうな場合は、事前の通達や業務の見直し、システムの導入等による効率化も欠かせません。

上限規制に違反した場合は罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科される恐れもあります。適切に管理できる体制を整えることで、労働環境の改善につなげていくことが重要です。



ほくよう調査レポート 2024.5月号(No.331)

令和6年(2024年)4月発行

発行 株式会社 北洋銀行

企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部

電話 (011)231-8681

<本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。>